第四百四十二条第一項中「連帯債務者は」の下に「、その免責を得た額が自己の負担部分を超える場合にあっては、その免責を得た額)のうち各自の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得るために支出した財産の負担部分にかかわらず」を加え、「各自の負担部分について」を「その免責を得た額が自己の負担部分を超える第四百四十二条第一項中「連帯債務者は」の下に「、その免責を得た額が自己の負担部分を超える

た」を「当該他の」に、「自己の弁済その他免責のためにした」を「その免責を得るための」に改める。て免責を得た」を「弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をした」に、「その免責を得の連帯債務者があることを知りながらその免責を得た」を加え、「弁済をし、その他有償の行為をもっの連帯債務者があることを知りながらその免責を得た」を加え、「弁済をし、その他有償の行為をもっの連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が」を削り、「共同の免責を得る」に、「過失のある」を「その」に者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得る」に、「過失のある」を「その」に者があることを知りながら、連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けた」を「他の連帯債務第四百四十三条第一項中「連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けた」を「他の連帯債務

あるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい2 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者で第四百四十四条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

割合で分割して負担する。

は、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。3 前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるとき

四百四十五条を次のように改める。

(連帯債務者の一人との間の免除等と求償権)

一項の求償権を行使することができる。 が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効

第三編第一章第三節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える

第三款 連帯債権

(連帯債権者による履行の請求等)

官

| 本の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすること | の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者は、全ての債権者のために全部又は一部 | 2第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表 | 関第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表 | 関

(連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

(連帯債権者の一人との間の相殺)

を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。 第四百三十四条 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺

(連帯債権者の一人との間の混同)

のとみなす。 第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたも

(相対的効力の原則)

『四百六十六条第二項を次のように改める。

- | をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。| 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)

第四百六十六条に次の二項を加える。 第四百六十六条に次の二項を加える。

- 譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知
- しなハ。 しなハ。 しなハ。

第四百六十六条の次に次の見出し及び五条を加える。

(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託すれたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡さ

前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければ 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければ

第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

(譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え)

制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。 第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強

を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。たときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務に重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしょ 前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又

(預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

の第三者に対抗することができる。
その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他いう。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」と

しては、適用しない。 ・ 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対 ・ が可の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対

(将来債権の譲渡性)

2

第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)」に改める。第四百六十七条の見出し中「指名債権」を「債権」に改め、同条第一項中「指名債権の譲渡」を「債